



# サーキュラーエコノミー実現に向けた日本企業への示唆

2024年8月23日

上智大学地球環境学研究科 織 朱實

化学物質に関するグローバル  
枠組み（GFC）：化学物質政  
策と廃棄物政策の融合により、  
より包括的に環境負荷を低減  
していく方向性

①統合的アプローチの背景

②統合的アプローチを実施していく上での課題

③統合的アプローチにおけるサーキュラーエコノミーの意義



# 1. プラスチック政策の流れ

▶ 廃棄物の定義

▶ 資源と廃棄物の関係

▶ EPR

▶ サーキュラーエコノミー

上流と下流をつなげる

化学物質管理

製品政策への移行

上流管理 物質管理、排出管理

→ 製品含有化学物質の管理

企業の責任拡大 DfE

リスク管理

情報流通

(サプライチェーン、社会)

多様なステークホルダーの参画

経済、環境、社会の統合  
(SDGs)

## 廃棄物の定義

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（廃棄物処理法第2条第1項）

## 廃棄物の該当性の判断について

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のものをいい、これらに該当するか否かは、次に示すとおり、正当な商取引である条件、具体的には、その物の性状、排出の状況、通常の手扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。（平成17年8月12日 行政処分の方針）

## 2. 循環型社会とは？

- ▶ 廃棄物から、資源へ **サーキュラーエコノミー**の進展
- ▶ 責任主体：汚染者負担原則から**拡大生産者責任**
- ▶ 個別の製品ストリームごとの対応から、プラスチック製品全体への対応→**プラスチック資源促進新法、プラスチック汚染条約、再資源化事業等高度化法**





# 拡大生産者責任（ EPR）とは

拡大生産者責任（extended producer responsibility : EPR）とは、製品のライフサイクルの製造、使用の段階から廃棄の段階まで、生産者の製品に対する責任を物理的及びまたは財政的に拡大する。政策手法」・廃棄物処理の責任を、自治体から企業へ移転することにより上流と下流をむすびつける。

- ・企業に製品の設計段階から環境への配慮を促進するインセンティブを付与

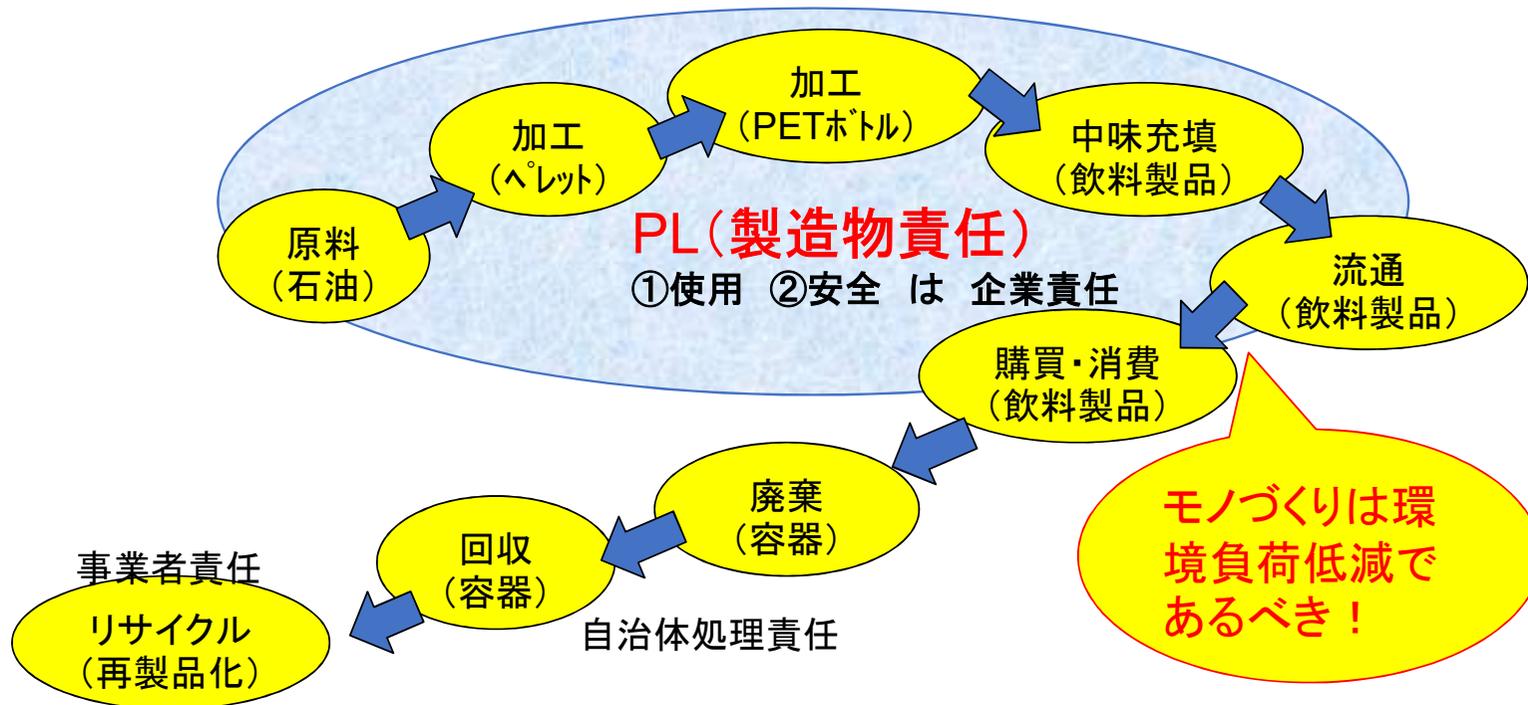
(OECD, \*Extended Producer Responsibility: A Guidance Manual for Governments\*.  
Retrieved from [https://read.oecd-ilibrary.org/environment/extended-producer-responsibility\\_9789264189867-en2001](https://read.oecd-ilibrary.org/environment/extended-producer-responsibility_9789264189867-en2001) )

# 拡大生産者責任

(Extended Producer Responsibility, **EPR**)

## 従来の「汚染者負担原則

(polluter-pays principle, **PPP**)」からの移行



# 責任の移行

## 上流と下流をつなぐ。 製品のライフサイクルを 通じた政策手法

EPR政策により、廃棄物処理の責任が自治体から生産者に移行。製品のライフサイクルを通じて、上流と下流がつながる。

また、地方自治体の財政負担が軽減。

## 生産者責任の強化

生産者は、製品のライフサイクル全体で責任を有することから、環境配慮型製品の設計や製造を促進するインセンティブとなる。

## リサイクル率の向上・発生抑制

生産者は、廃棄物処理の費用を負担するため、リサイクル率を向上させるための対策を積極的に講じるようになります。製品の軽量化、簡易化の促進。

織「日本におけるEPR政策の今後のあり方（前編）」月刊廃棄物第35巻11号（2009年）36-39。「日本におけるEPR政策の今後のあり方（後編）」月刊廃棄物第35巻12号出版社（2009年）36-39、織「我が国の容器包装政策と拡大生産者責任（EPR）」早稲田法学87巻3号（2012年）

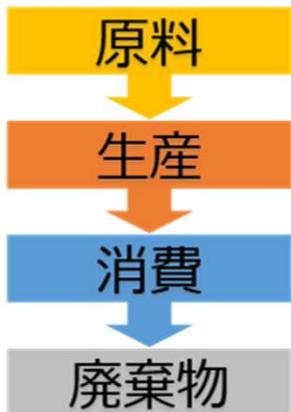
## 3. サーキュラーエコノミーとは

### ▶ 背景

### ▶ サーキュラーエコノミーの考え方

# サーキュラーエコノミー？

## リニア型経済



## サーキュラー型経済



- 循環経済とは、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。
- これは、循環型社会に向けて我が国が推進してきた従来の3Rを、シェアリングやサブスクリプションといった循環性と収益性を両立する新しいビジネスモデルの広がりも踏まえ、持続可能な経済活動として捉え直したものだ。

# サーキュラーエコノミー の背景

## 資源の不足。持続可能な発展の限界

- 国連推計：2050年に世界人口は98億人。
- OECD推計：2060年に一人あたり所得平均が現在のOECD諸国の水準である4万米ドルに近接。世界全体の資源利用量は2倍（167ギガトン）に増加
- 環境の加速度的悪化：廃棄物量の増大、廃棄物の質の変化
  - 海洋プラスチック汚染
- 気候変動への影響：熱帯雨林
  - 生物多様性の破壊





作者註：ちなみにアメリカ人の場合は56.6 kg/人・日だそうです



ビジネスを踏まえたCE

# 日本 3Rから3R+へ

プラスチック資源循環戦略、循環促進法



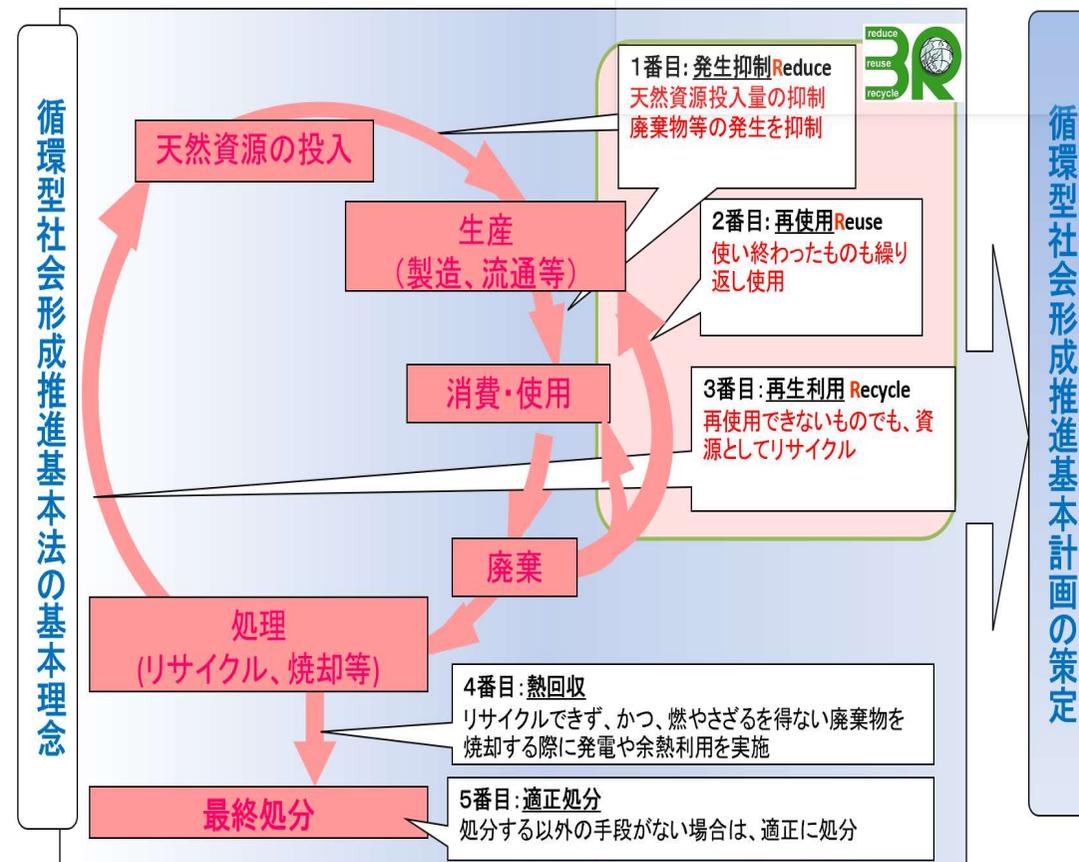
**目的：新たな市場や産業を創出し、雇用拡大にもつなげる**

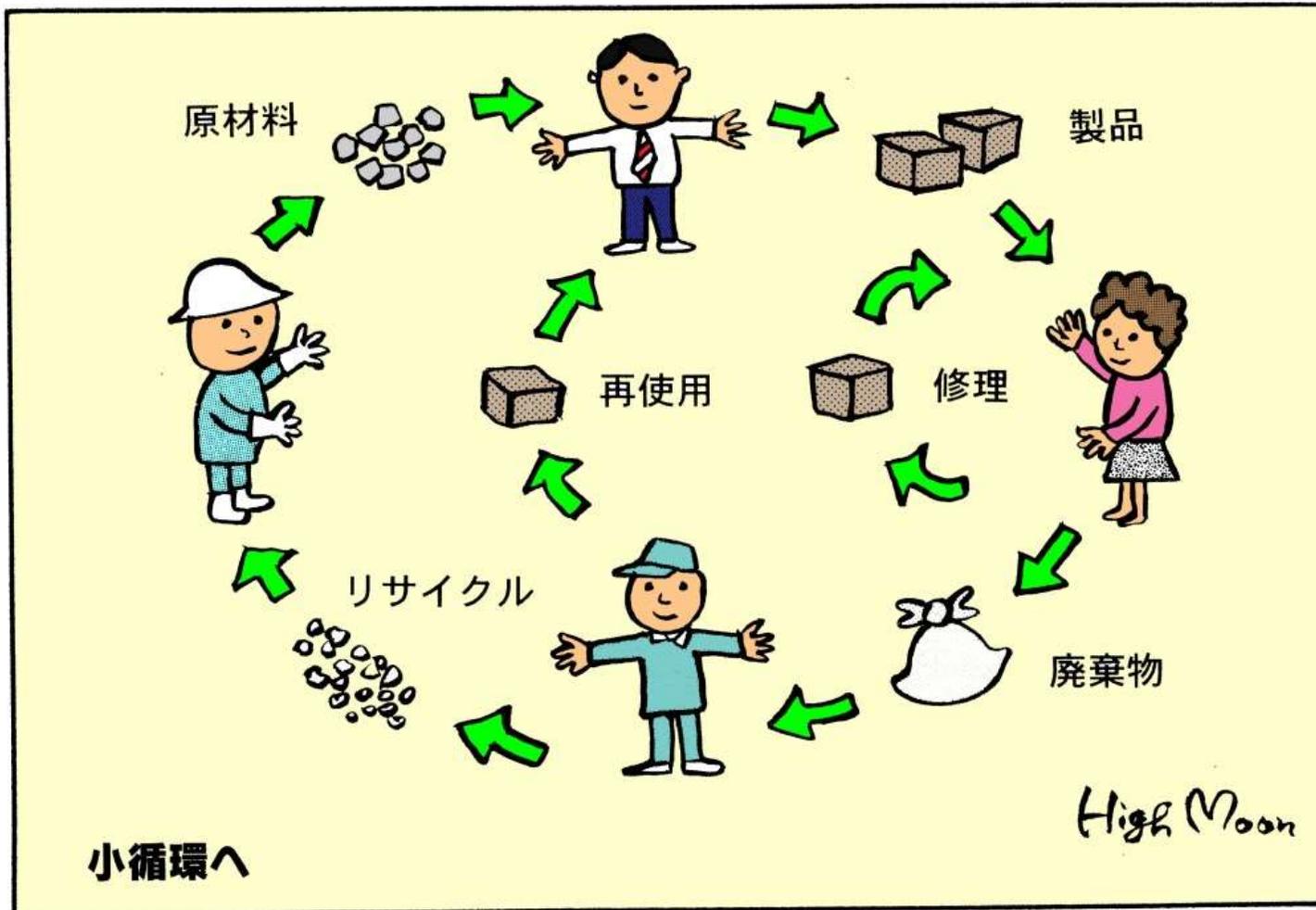
- ・ 2015年12月「循環型経済パッケージ」を公表
- ・ 2020年3月「行動計画」発表  
製品の設計と生産に焦点。

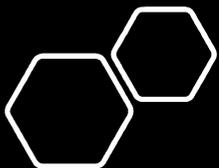
**資源を可能な限りEUの経済活動圏内にとどめる**

出典：環境省図に加筆

## 循環型社会とは







ごみと資源の違いって？

企業の役割（製品設計、サプライチェーン）重要

消費者への情報提供重要

製品の環境負荷LCA的に

有害性についてどう対応するのか？



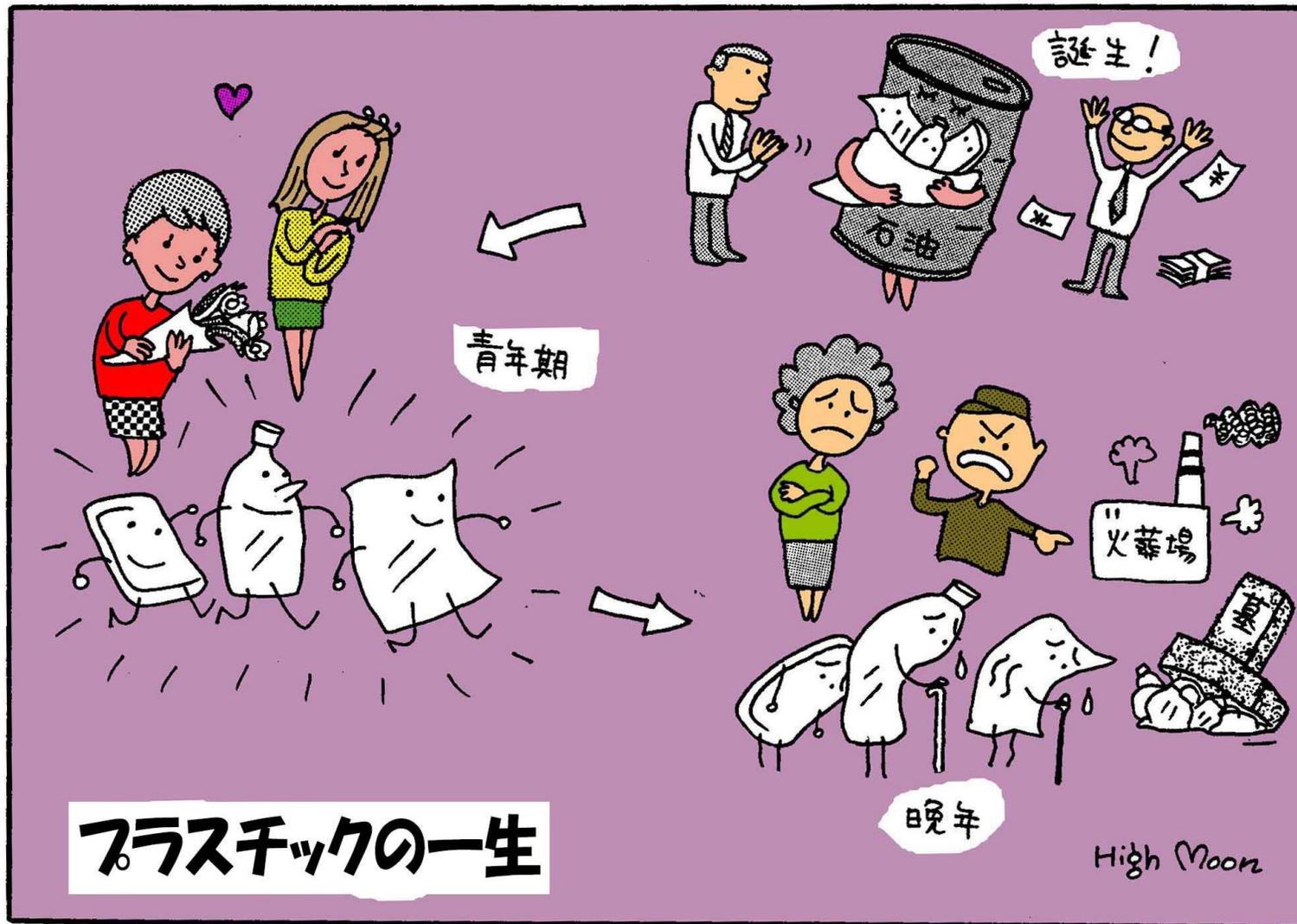
# 4. 私たちの生活とプラスチック





**プラスチックは国家ない？**

作者註：「鉄は国家ない」の時代から、今や容積ベースの消費量では……



作者註：最近、LCA(ライフサイクルアナリシス)の研究がさかんになってきました。

## プラスチック新 法の特徴

- ▶ 廃棄物ストリームからプラスチックという素材→  
多様な業種、多様なステークホルダー
- ▶ 事業者の自主的取組を期待する促進法的性質
- ▶ 多様なステークホルダーとのパートナーシップ
- ▶ 製品の上流から下流までの流れを配慮したライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment: LCA）的視点
- ▶ 容器包装リサイクル法の課題への対応

## プラスチック汚染条約交渉（INC）

- ▶ ライフサイクルの定義をどのようにするのか？重合以降、製造・使用をどのように扱うか？重合以前（モノマー）は、対象外？
- ▶ 添加物の扱いをどのようにするのか？プラスチック問題と化学物質問題は切り離せない。使用方法も特定も困難。
- ▶ 化学物質のデータの開示毒性データと既存のデータベースの情報の統合性はどのように図るのか？市民の情報入手のための方策はどのようにするのか？
  - 問題解決に向けて、法制度システム構築、ステークホルダーの協働、資金制度、技術（化学業界の貢献度が重要）
  - Global Framework on Chemicals GFCの活用はいかがか？



さて、この荒波を超えることができるでしょうか？

作者註：パートナーシップには情報の共有が必須条件です

出典：ハイムーン工房